

## 令和4年度～令和5年度玄海町健康増進計画等策定支援業務委託プロポーザル審査基準

### 1 評価基準

評価項目の1. 進行管理 2. アンケート調査、分析についての提案 3. 計画策定についての提案 4. 実施体制を「技術評価」とし、見積価格を「価格評価」とする。

なお、配点は技術評価 80 点、価格評価 20 点とし、総合評価点は 100 点満点とする。

(別表参照)

### 2 審査方法

技術評価による「技術点」と価格評価による「価格点」を各項に掲げる方法により算出し、総合評価点が最も高い者を委託契約候補者とする。

#### (1) 技術評価の方法

企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの結果により、各委員が評価項目ごとに評価し、次の表により得点化する。各委員が得点化したものを評価項目ごとに平均点（端数がでた場合、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで）を算出し、合計したものを技術点とする。

評価基準	点数
大いに評価できる	配点×4/4
評価できる	配点×3/4
普通	配点×2/4
やや不十分	配点×1/4

#### (2) 技術評価の失格扱い

技術評価により技術点が 40 点未満の業者は、要求基準を満たしていないと判断し失格とする。

#### (3) 価格評価の方法

提案された見積価格により、次の算定式で価格点を算出する。

※端数がでた場合、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出

<算定式>

価格点 = (見積上限額 - 提案見積額) / (見積上限額 - 提案最安値見積額) × 配点 (20 点)

※見積上限額は 6,241,000 円（税込み）で、提案見積額が見積上限額を超えたときは失格とする。

※提出された見積書については、技術点を算出した後、選定委員が列席する場で開封する。

ただし、前項により技術評価の失格扱いとなったときは、見積書を未開封のまま返却する。

#### (4) 総合評価点が同点となった場合の取り扱い

提案見積額の低い業者を委託契約候補者とする。また、提案見積額が同額であった場合は、くじにて委託契約候補者を決定する。